

改正建築基準法施行から4ヶ月！

6月20日改正基準法が施行されてから4ヶ月が過ぎました。全国的に確認申請の見合わせや確認業務の遅れが続いておりましたが、国交省が運用指針を発表するなど対応したので、落ち着きを見せつつあります。小規模な建築物に分類される2階建て以下、500㎡以下の木造住宅の場合、構造設計図書を審査し、構造計算は不要となっておりますが、自ら積極的に構造計算（許容応力度計算、保有水平耐力計算、限界耐力計算）を行って、申請資料に添付した場合は「大規模な建築物」と同じ審査を受けることになります。できることなら手間もコストもかけないほうが良いでしょう。

構造設計図書については実際加工する為の図面ということで、上棟後の確認で加工図と違うと申請のやり直しとなります。そこで、この構造設計図書を誰が作るのかが問題となります。一般的にプラットをするとプラットの最終確定図面がそれになります。従ってプラット打ち合わせが終わらないと、確認申請はできないことになります。但し、申請の場合その設計に携わった設計士の名前をすべて申請書に記載しなければならず、設計事務所登録をしていない工場のプラット図面は再度設計士の手で図面化しなければ構造設計図書とはなりません。

また、構造計算をする場合は、固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力などを特定しなければなりません。鹿児島の場合、風圧力や地震力等が建築場所により違う場合があり気を付けなければ、構造計算間違い又は構造計算偽装となり、確認申請のやり直しになります。当社でも構造計算ソフトは準備しておりますが、上記のいろいろな条件を指示いただかなければ単なる計算に終わりますし、構造計算資料も100枚位になり、無駄な仕事をすることになります。

また「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保」については住宅の売主等に10年間の責任がありますが、これを履行する為に、供託又は保険の加入が決まっています。（施行はH21年末頃）大手ハウスメーカー以外は保険加入が良いでしょう。保険を引き受けることのできる法人はH20年5月頃までには決まり、それ以降の工事で本格施行以後に引渡される建物は必ず保険加入（供託でも可）しなければなりません。

【情報】

「住宅分野への地域材供給支援事業」研修会が開催されます！

日時 平成19年11月22日(木)PM1:30~5:00

場所 鹿児島県市町村自治会館401会議室

テーマ * 高品質木造住宅における乾燥材の重要性

長野県林業総合センター木材部主任研究員 吉田孝久 講師

* 地域の特長を生かした住宅づくりと地域ネットワークづくりのポイント

(株)空間研究所 代表取締役 小須田廣利 講師

九州林業視察旅行があります！

日時 平成19年11月19日(月)~21日(水)

行程 都城地区~熊本県小国地区~大分県日田地区~伊万里地区

【定休日】

11月は3, 4, 10, 11, 18, 23, 24, 25日となります

12月は2, 9, 15, 16, 23, 29, 30, 31日となります

ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

